

はなく或は立法事業に或は斯学の研鑽に多年斯学の為めに貢献したる功に依り特に貴族に列せらるる等凡らゆる学者の光栄を担はる其退隱は法学界の為めに惜まざるを得ずと雖も氏に取りては既に掉尾の事業を完成して徐に閑地に就かる次第なれば其満足想ふべきなり

298 ビルクマイヤー氏の近状

〔『法学新報』 第22巻1(249)号 明治45年1月1日〕

○ビルクマイヤー氏の近状 刑法学の「オーソリチー」として仰望せらるる独逸の碩学カール・フォン・ビルクマイヤー氏は兼て瑞西政府の嘱託を受け起稿中なる同国刑法草案批評は昨年を以て完成せしに依り近近同国政府より出版公表の筈なるか氏は本年六十五歳の高齢に達したれば之を最終の事業として法学界を退隠し閑地に就き老後を樂まるる決心なりと云ふ氏は多方面の法学者にして今や刑法学を以て名声赫赫たりと雖も嘗ては民法、民事訴訟法其他の法律を講し各科往くとして可ならざる